

学校いじめ防止基本方針

愛知県立高蔵寺高等学校

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けられる学校づくりに取り組んでいきます。また、生徒が、さまざまな体験活動等を通して、人間的に成長できる取組の充実を図ります。

【重点項目】

- (1) 教職員が共通認識を持つことで、未然防止と早期発見に努めます。
- (2) 相談委員会を中心として組織的に活動します。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、現在設けられている「相談委員会」を活用し、より活動しやすい形態をつくります。

(1) 「相談委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

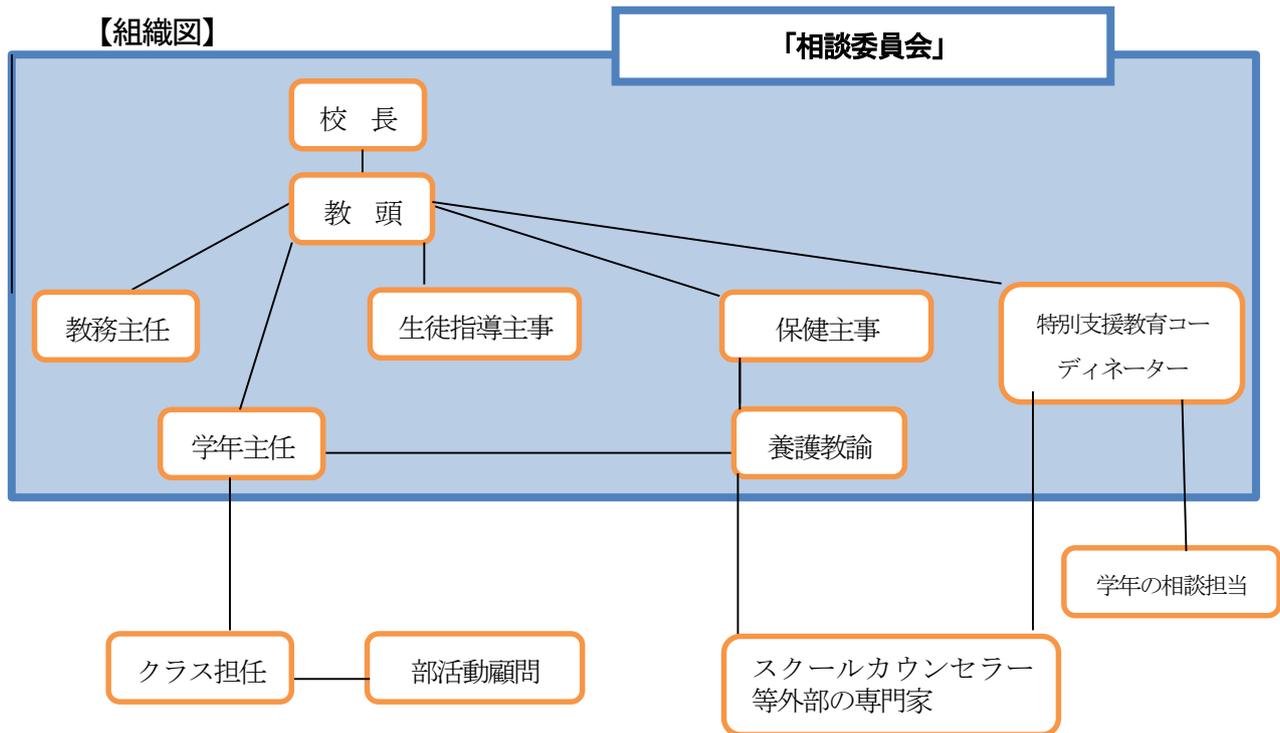
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加えます。)

イ 相談小委員会

事案によっては、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、クラス担任、学年の相談担当などで構成する小委員会を設置します。

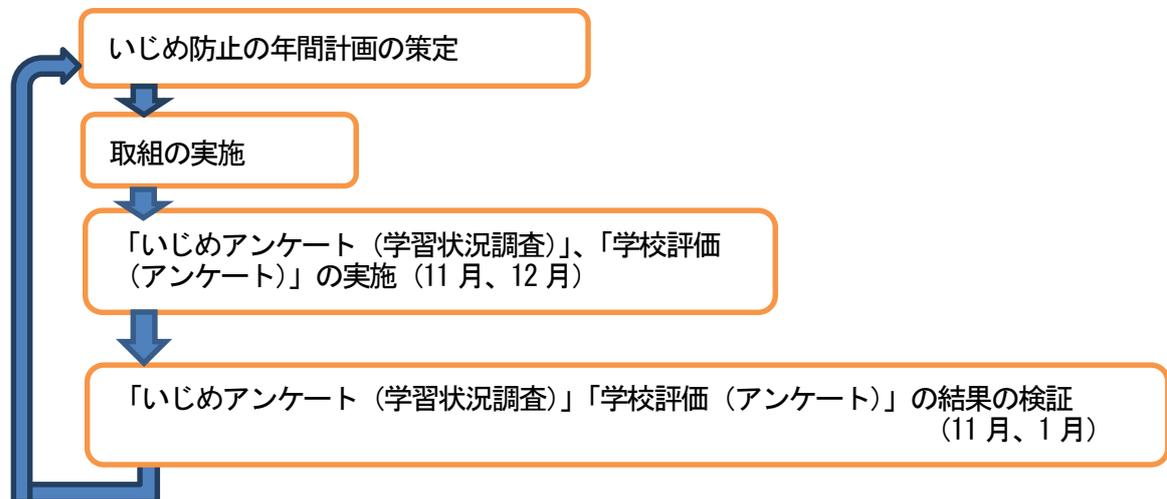
ウ 指導・支援体制

委員会が、事案に応じて、適切な指導・支援体制を整えて対応します。



(2) 「相談委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証



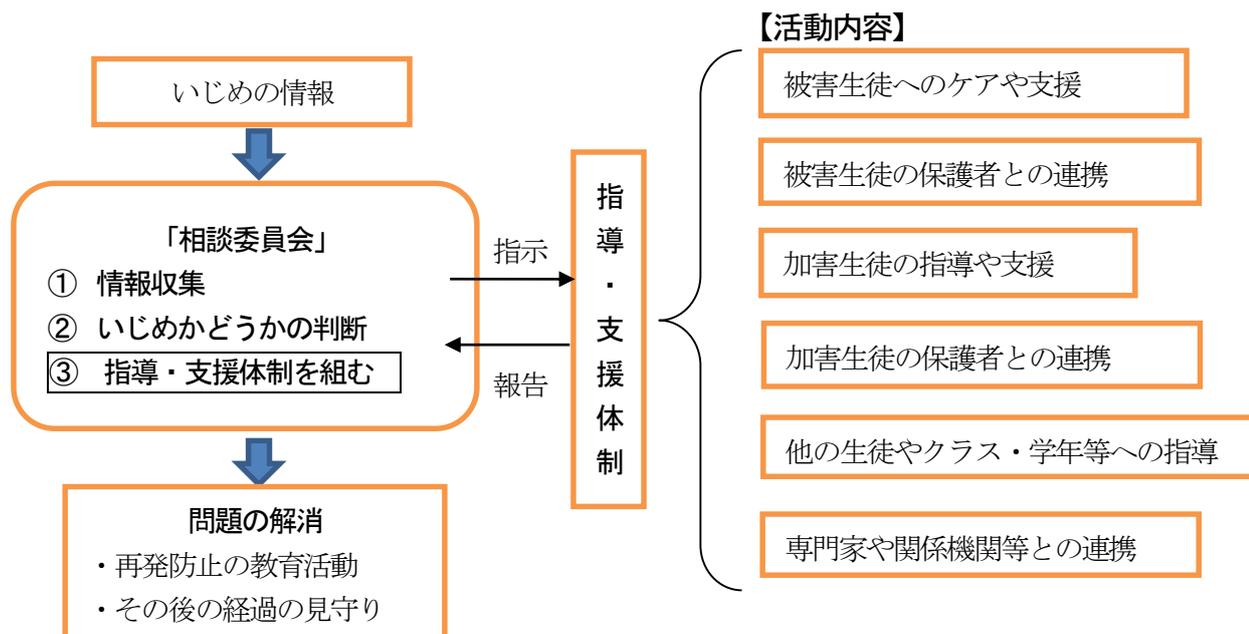
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行います。
- ・「相談委員会」で検討した内容を職員会議等で報告します。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を学校経営案及び学校のホームページに掲載します。

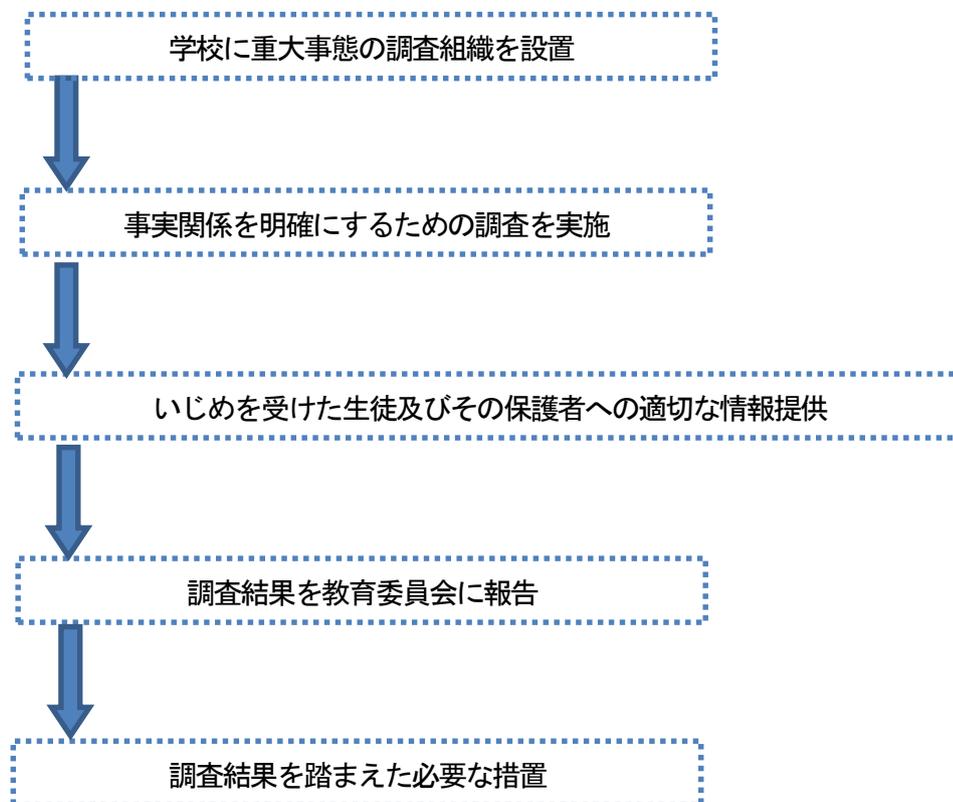
エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、その指示に基づいて対応します。その際、教育委員会が調査の主体を判断します。学校が調査を実施する場合は、「相談委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。

学校が調査主体の場合



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 学年主任会における生徒情報を全教職員が共有し、いじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養います。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動の推進を図ります。
- ウ 授業公開週間を積極的に活用して、クラスの雰囲気을把握し、未然防止・早期発見に努めます。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努めます。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「相談委員会」に報告をし、組織的に対応します。
- ウ 「いじめアンケート(学習状況調査)」(年1回)の実施や教育相談の充実を図ります。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「相談委員会」で組織的に対応します。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応します。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組みます。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行います。また、日頃から情報モラル教育の充実を図ります。

(取組の年間計画)

月	未然防止の取組	早期発見の取組	相談委員会の動き	保護者・地域との連携
4月	○相談日より [全学年] 保 ○クレペリン検査の実施 [1年] 保 ○SCや相談室(元気ルーム)の周知 [全学年] 保 ○クラス担任による個別面接 [全学年] 学 ○始業式時の講話 指 ○朝礼等講話 指 保	○毎朝の心身の健康チェック 保	○いじめ防止基本方針の周知	○毎月の交通安全指導 指
5月	○相談日より [全学年] 保	○PTA総会 [全学年] 総		○PTA総会 [全学年] 総
6月	○相談日より [全学年] 保 ○安全講話 [全学年] 指			○生徒会週間 特
7月	○相談日より [全学年] 保 ○クレペリン結果説明会 [1年] 保 ○健全育成標語募集 指 ○終業式時の講話 指	○保護者会 [全学年] 学		○愛のパトロール活動 指 ○若草学園訪問 特
8月	○ボランティア活動への参加 特			
9月	○相談日より [全学年] 保			○けやき祭生徒会企画 特
10月	○相談日より [全学年] 保 ○授業公開週間 [全学年] 教	○学年別懇談会 [全学年] 学		○学年別懇談会 [全学年] 学 ○PTA生徒指導委員による交通安全・挨拶活動 指 ○学校評議員会
11月	○相談日より [全学年] 保	○学習状況調査でのいじめアンケート [全学年] 教	○いじめアンケート結果の検証	○生徒会週間 特 ○春日井市健全育成大会 指 ○尾東地域協働講演会 指
12月	○相談日より [全学年] 保 ○人権講話 [全学年] ○終業式時の講話 指	○保護者会 [全学年] 学 ○学校評価(アンケート) [保護者] 総	○学校評価(アンケート)の検証	○若草学園訪問 特
1月	○相談日より [全学年] 保		○自己評価	
2月	○相談日より [全学年] 保 ○朝礼講話 指			
3月			○来年度 基本方針の見直し	○学校関係者評価委員会

総…総務部 教…教務部 特…特別活動部 保…保健部 指…生徒指導部 学…学年会

SC…スクールカウンセラー